



2022年1月24日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司  
(コード：8337 東証第1部)  
問 合 せ 先 常務執行役員  
経営企画部長 田中 啓之  
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

第三者割当による第2回第六種優先株式の発行、第1回第六種優先株式の取得  
及び消却並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第三者割当により当行第2回第六種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当増資」といいます。）を行うこと、第1回第六種優先株式の取得及び消却を行うこと、並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 第三者割当による本優先株式の発行について

1. 本件第三者割当増資についての募集の概要

(1) 払込期日	2022年2月28日
(2) 発行新株式数	第2回第六種優先株式 301,000株
(3) 発行価額	1株につき20,000円
(4) 調達資金の額	6,020,000,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、当行の取引先を中心に割り当てを行う予定です。
(6) その他	詳細は別紙（第2回第六種優先株式発行要項）をご覧ください。 本優先株式の優先期末配当金は下記5.(1)の第三者算定機関による価値算定書に算定結果、及び当行の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、1株につき300円としており、本優先株式の優先株主は、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 本優先株式の配当につき、非累積・非参加条項を定めております。株主総会の議決権はありません。ただし、優先期末配当金が支払われないとき等は、議決権が復活いたします。 本優先株式の発行から約5年7ヵ月後より、当行取締役会が別に定める日が到来したときは、当行が金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得できる旨の取得条項が付されております。また、当行が一斉取得日（2032年3月1日）に普通株式を対価として本優先株式の全てを取得する一斉取得条項が付されております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当行が営業基盤とする千葉県は、2021年3月末の人口が627万人を超えております。また、インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道な

どの整備が着実に進むなど、今後、当行の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による経済活動への影響が懸念されるのみならず、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。また、低金利環境が当面継続することに加え、県内中小企業の経営課題や個人のお客様のニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。

このような環境の中、当行は2019年4月より、中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022～より近く。より深く。ともに未来へ。～」をスタートさせ、お客さまを第一に考える“コンサルティング考動の実践”を展開しており、高収益コンサルティング・バンクへの進化を掲げ、収益・自己資本の一層の向上を目指して、取組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から経済への影響がでており、地域金融機関として地元地域経済を支えるため柔軟かつ迅速な対応が一段と求められている中、事業者・個人の皆様への積極的な支援に取り組んでおります。

こうした取組みの中で当行は2022年よりスタートする中期経営計画に先立ち新しい長期経営ビジョンおよび長期経営戦略を策定しております（URL：<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/archives/topics/2573「長期経営ビジョン」および「長期経営戦略」の策定?id=19473>ご参照）

同長期経営戦略では財務基盤戦略として、「安定的な自己資本比率の維持」「優先株式発行総額の縮減」を掲げております。当行は、今回の募集による本件第三者割当増資によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすための必要な自己資本比率維持を図る一方、本取締役会において、2022年3月1日を取得日として、第1回第六種優先株式の全部（600,000株）につき金銭を対価として取得することを決議しており、本件第三者割当増資による調達資金の全額を当該第1回第六種優先株式の取得資金に充当いたします。当該第1回第六種優先株式の取得により、将来の第1回第六種優先株式の普通株式への転換を回避すると共に、今後の第1回第六種優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行財務基盤の維持・向上に資するものと考えております。

また本件第三者割当増資での募集金額は第1回第六種優先株式の取得資金の半額程度を想定しており、「優先株式発行総額の縮減」を実行するとともに、優先株式配当総額の圧縮を通じて「普通株式価値向上」に務めてまいります。本件第三者割当増資による調達資金の用途の詳細については、「I. 第三者割当による本優先株式の発行について 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」をご参照下さい。

## (2) 本件第三者割当増資による資金調達を行う理由

当行は、優先株式の第三者割当増資以外にも様々な資金調達方法を研究・検討してまいりました。そのうち普通株式による資金調達方法については、当行普通株式の足許の流動性や今次調達の規模を踏まえると、既存株主の権利及び資産価値の下落が過大となる可能性が高く、今次の資金調達方法としては妥当ではないものと判断いたしました。

また、当行の財務基盤の強化が、地元地域経済の活性化や地域金融の安定化に資するという考えを当行より説明し、ご賛同いただく機会を設けることが、当行及び地元地域経済にとって最善とし、第三者割当方式での調達といたしました。

本件第三者割当増資によって調達する60.2億円については、下記「I. 第三者割当による本優先株式の発行について 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、全額を第1回第六種優先株式の取得資金に充当いたします。当該第1回第六種優先株式の取得により、将来の第1回第六種優先株式の普通株

式への転換を回避すると共に、今後の第1回第六種優先株式に係る配当負担の軽減を目的としております。一方で当行は、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすためにも、十分な自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）を維持することが重要であると認識しております。

以上のとおり、資金調達の目的を第1回第六種優先株式の取得・消却原資の確保及び当行財務基盤の更なる強化とする中、第1回第六種優先株式の取得資金の一部をバーゼルⅢ国内基準の下でコア資本に算入可能という商品性を有している本優先株式を発行し、第三者割当増資による方法で調達することが現時点において当行にとって最善の選択肢であると判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	6,020,000,000円
発行諸費用の概算額	60,000,000円
差引手取概算額	5,960,000,000円

(注) 発行諸費用の概算額は、登録免許税、本優先株式の価値算定費用、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザー費用を見込んでおります。

発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本件第三者割当により調達した上記差引手取概算額 5,960,000,000 円の全額を 2022 年 3 月 1 日に第1回第六種優先株式の取得資金に充当する予定です。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当行は、本取締役会において、2022年3月1日を取得日として、第1回第六種優先株式 600,000 株を金銭を対価として取得することを決議しており、本件第三者割当増資による調達資金の全額を当該第1回第六種優先株式の取得資金に充当いたします。当該第1回第六種優先株式の取得により、将来の第1回第六種優先株式の普通株式への転換を回避すると共に、今後の第1回第六種優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行の財務基盤の維持・向上と当行普通株式の価値の向上に資するものと考えております。

また、自己資本の維持・充実による財務体質強化及び適正な自己資本比率の確保により、地域金融機関として地域金融の円滑化・安定化への貢献に資すると考えております。

このように本件第三者割当増資は、その資金使途について十分な合理性があるものと判断いたしました。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、本優先株式の払込金額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（東京都千代田永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー 5 階、代表者 寺田芳彦）（以下「第三者算定機関」といいます。）より価値算定書を取得しております。第三者算定機関は一定の前提（当行株式の株価及びボラティリティ、クレジット・スプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いて本優先株式の理論価値を算定しております。第三者算定機関による価値算定書における算定結果をもとに本優先株式の払込価額が価値算定書上の理論価値の評価額の範囲内にあることを確認し、また当行の置かれた事業環境及び財務状況に照らし合わせた必要資金調達額を総合

的に勘案の上、本優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、当行としては公正な水準であると判断しております。普通株式を対価とする取得条項に係る下限取得価額については、他の地方銀行における同種の一斉取得型優先株式の商品設計や、仮に下限取得価額で普通株式に転換された場合における授權資本枠や希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

また、当行は岩田合同法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階、代表弁護士 田路至弘）より、本優先株式に係る払込金額は会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」に該当せず、本件第三者割当増資を、会社法第201条第1項に基づき、株主総会の特別決議を経ずに、取締役会決議により行うことが適法であると考えられる旨の意見書を取得しており、これをもとに、取締役会決議による本件第三者割当増資は適法であると判断しております。

なお、当行監査役4名全員は、本優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また外部専門家より取得している価値算定書及び法律事務所の意見書を確認した上で、本件第三者割当増資における払込金額が割り当てを受けるものに特に有利な発行価額に当たらないと解するのが相当である旨の意見を表明しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当行が発行を予定する本優先株式には当行普通株式への転換権（当行普通株式を対価とする取得請求権）が付されていないため、本件第三者割当増資時点においては、普通株式の増加が生じません。また、本優先株式には、2032年3月1日付での当行普通株式を対価とする一斉取得条項（当行普通株式を対価とする取得条項）が付されているものの、本優先株式には、2027年10月1日以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により本優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっております。従って、本優先株式の発行に伴い、普通株式への転換が発生する蓋然性は低く、普通株主価値に配慮した商品設計です。当行は、本件第三者割当増資によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使可能日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉取得条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

加えて、本件第三者割当増資により払い込まれた資金を第1回第六種優先株式の取得資金に充当する予定であるところ、既存普通株主の株式の希薄化の回避に資するものと考えております。

なお、当行の財務状況悪化による自己資本比率の低下や分配可能な剰余金の不足等に伴い金銭対価による本優先株式の取得が行われない場合には、上記のとおり、当行は、普通株式を交付することにより、本優先株式の全てを、2032年3月1日付で予定されている一斉取得日をもって取得することになります。その際には、普通株式の交付による希薄化率（割当前の発行済株式に係る総議決権に対する、交付株式に係る議決権数の比率）は、最大で71.70%（自己株式を除く総議決権591,253個に対する下限取得価額142円における潜在株式に係る議決権数423,943個の比率）となる可能性があります。

以上により、当行は、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先及び割当株式数

割当予定先については第1回第六種優先株主の中の13社を想定しており、その決定については取締役頭取に一任しております。割当予定先及び割当株式数は2022年1月28日に決定する予

定であり、決定次第、適時開示を行います。

なお割当予定先の実態に係る確認については、上記記載のとおり、割当予定先は第1回第六種優先株主の一部になる見込みであり、当該取引先については第1回第六種優先株式割当時に反社会的勢力等に該当しないことの確認を行っております。本件の実施にあたっては、本件第三者割当に関する交渉を開始する前に、改めて当行内のシステムにより、反社会的勢力への対応に関する内部規定に基づいた確認を行い、割当予定先として決定するまでに、割当予定先並びに当該割当予定先の役員及び主要株主について反社会的勢力等に該当しないかの確認を行う予定であります。

## (2) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

払込みに要する資金の状況については、①各割当予定先との面談等により、各割当予定先より優先株式の払込みに必要な資金を保有している旨の説明を受ける予定であり、また、②上記①に加えて、金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は四半期報告書を開示している各割当予定先に関しては、各割当予定先が開示している直近の有価証券報告書又は四半期報告書に記載の財務諸表により現預金並びに経営成績及び財政状態を確認し、③上記②に該当しない各割当予定先に関しては、直近の計算書類や当行又は他行預金通帳等の払込みに要する資金の十分性を示す書類の写しの提出を依頼することで確認する予定であります。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

募集前 (2021年9月30日現在)	
株式会社みずほ銀行	16.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.79%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.65%
千葉興業銀行銀行員持株会	2.27%
坂本飼料株式会社	2.11%
明治安田生命保険相互会社	1.95%
DEA INTL AMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.72%
みずほ信託銀行株式会社	1.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	1.55%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1.18%

(※) 持株比率は自己株式 2,978,400 株を控除して算出しております。

### (2) 第2回第六種優先株式

割当予定先については第1回第六種優先株主の中の13社を想定しており、その決定については取締役頭取に一任しております。割当予定先及び割当株式数は2022年1月28日に決定する予定であり、決定次第、適時開示を行います。

## 8. 今後の見通し

当行連結業績予想に与える影響は軽微ですが、上記「I. 第三者割当による本優先株式の発行について 2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回の資金調達は当行の中長期的・持続的成長と企業価値の向上に資するものと考えます。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、潜在的な希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の

定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。そこで、当行は、経営陣から一定程度独立したものとして当行社外監査役である坂本淳一氏及び菊川隆志氏に本件第三者割当増資に関する諮問を行いました。その結果、両社外監査役より、本件第三者割当増資は当行の十分な自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）の維持に資するものであり、また、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要なものであること、並びに本件第三者割当増資により調達した資金を第1回第六種優先株式の取得資金に充当し、株式の希薄化を防止するという資金調達の目的及び支出予定時期を勘案すると、本件第三者割当増資による資金調達の必要性が認められ、資金調達の目的との関係でもバーゼルⅢ国内基準の下でコア資本に算入可能な資本性の資金調達手段である必要があり、また、普通株式による公募増資と比較して普通株主価値に配慮した設定とされていることも勘案すると、他の資金調達手段との比較及び発行条件について相当性を有するものであり、さらに、本優先株式の発行条件に関しては、本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、かつ公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること、加えて割当予定先については第1回第六種優先株主の一部になる見込みであり、本件第三者割当に関する交渉を開始する前に、改めて当行内のシステムにより、反社会的勢力への対応に関する内部規定に基づいた確認を行い、払込みに要する資金の状況についても面談等により各割当予定先より優先株式の払込みに必要な資金を保有している旨の説明を受ける予定であること等から妥当であると評価できる、との意見を2022年1月20日に入手しました。以上を踏まえ、当行は、本件第三者割当増資を決議することといたしました。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円。特記しているものを除く。）

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
連結経常収益	50,831	50,391	49,986
連結経常利益	8,335	6,725	7,224
親会社株主に帰属する当期純利益	5,183	4,530	4,763
1株当たり連結当期純利益金額（円）	53.36	51.75	57.34
1株当たり配当金（円）	3.00	3.00	3.00
1株当たり連結純資産額（円）	1,674.88	1,687.69	1,938.72

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年9月30日現在）

	株式数		発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式	62,222,045株	100.00%
	第二種優先株式	4,000,000株	(注) 2－
	第1回第六種優先株式 (注) 1	600,000株	(注) 2－
	第1回第七種優先株式	653,000株	(注) 2－
	第2回第七種優先株式	4,733株	(注) 2－
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	第1回第六種優先株式	41,095,890株	66.04%
	第1回第七種優先株式	112,199,313株	180.32%
	第2回第七種優先株式	8,132,302株	13.07%
	新株予約権 (注) 3	453,200株	0.72%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	第1回第六種優先株式 (注) 4	41,095,890株	169.84%
	第1回第七種優先株式 (注) 4	163,250,000株	262.36%
	第2回第七種優先株式 (注) 4	11,832,500株	19.01%
	新株予約権 (注) 5	453,200株	0.72%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—	—

- (注) 1 下記「Ⅱ. 第1回第六種優先株式の取得及び消却に係る事項の決定について」のとおり、2022年3月1日付で、本件第三者割当増資による調達資金で、第1回第六種優先株式の全部を取得する予定です。なお、当該第1回第六種優先株式の取得後、取得した当該第1回第六種優先株式はその取得日に全て消却する予定です。
- (注) 2 第二種優先株式、第1回第六種優先株式、第1回第七種優先株式及び第2回第七種優先株式は議決権を有していないため、発行済普通株式数に対する比率は記載していません。
- (注) 3 当行は会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。
- (注) 4 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数につき、第1回第六種優先株式に係る転換価額（行使価額）は292円（2022年1月24日現在有効な下限取得価額）、第1回第七種優先株式に係る転換価額（行使価額）は、200円（2022年1月24日現在有効な下限取得価額）、第2回第七種優先株式に係る転換価額（行使価額）は、200円（2022年1月24日現在有効な下限取得価額）として計算しております。
- (注) 5 下限値の転換価額（行使価額）における新株予約権の潜在株式数については、現時点の転換価額（行使価額）における新株予約権の潜在株式数と同数としております。

### (3) 最近の株価の状況

#### ①最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始 値	464 円	303 円	249 円
高 値	545 円	415 円	353 円
安 値	286 円	187 円	210 円
終 値	299 円	253 円	297 円

#### ②最近6ヶ月間の状況

	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年1月
始 値	258 円	291 円	280 円	273 円	243 円	265 円
高 値	291 円	303 円	287 円	275 円	267 円	290 円
安 値	250 円	275 円	262 円	244 円	243 円	261 円
終 値	290 円	281 円	270 円	245 円	265 円	269 円

また、2022年1月の株価については、2022年1月21日現在で表示しております。

#### ③発行決議日前営業日における株価

	2022年1月21日
始 値	267 円
高 値	271 円
安 値	261 円
終 値	269 円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ①第1回第七種優先株式

方 法	第三者割当による第1回第七種優先株式の発行
支 払 期 日	2019年3月18日
調 達 資 金 の 額	32,650,000,000円（差引手取概算額32,480,000,000円）
発 行 価 額	1株につき50,000円
募集時における発行株式数	普通株式62,222,045株 第二種優先株式5,000,000株 第四種優先株式4,650,000株

	第1回第六種優先株式 600,000 株
当該募集による発行株式数	第1回第七種優先株式 653,000 株
募集後における発行株式数	普通株式 62,222,045 株 第二種優先株式 5,000,000 株 第四種優先株式 4,650,000 株 第1回第六種優先株式 600,000 株 第1回第七種優先株式 653,000 株
発行時における当初の資金使途	貸出金等の運転資金
発行時における支出予定時期	2019年12月末まで
現時点における充当状況	調達資金の額のうち、①24,242,170,500円については、2019年3月20日に第四種優先株式の取得資金に充当し、②残額については、2019年12月末までに貸出金等の一般運転資金に充当しております。

## ②第2回第七種優先株式

方 法	新株予約権の無償割当による第2回第七種優先株式の発行
支 払 期 日	2020年6月17日
調 達 資 金 の 額	2,366,500,000円（差引手取概算額 11,850,000,000円）
発 行 価 額	1株につき500,000円
募集時における発行株式数	普通株式 62,222,045 株 第二種優先株式 4,500,000 株 第1回第六種優先株式 600,000 株 第1回第七種優先株式 653,000 株
当該募集による発行株式数	第2回第七種優先株式 4,733 株
募集後における発行株式数	普通株式 62,222,045 株 第二種優先株式 4,500,000 株 第1回第六種優先株式 600,000 株 第1回第七種優先株式 653,000 株 第2回第七種優先株式 4,733 株
発行時における当初の資金使途	貸出金等の運転資金
発行時における支出予定時期	2021年3月末まで
現時点における充当状況	2021年3月末までに全て貸出金等の一般運転資金に充当しております。

## II. 第1回第六種優先株式の取得及び消却に係る事項の決定について

当行は、本取締役会において、第2回第六種優先株式の発行が実施されることを条件として、以下のとおり、第1回第六種優先株式について、金銭対価による取得条項を行使し第1回第六種優先株式の全部を取得すること及び会社法第178条に基づき第1回第六種優先株式全部の自己株式の消却を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 第1回第六種優先株式の取得及び消却を行う理由

第1回第六種優先株式の全部取得により、将来の普通株式への転換を回避すると共に、今後の当該優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行財務基盤の維持・向上と当行普通株式の価値向上に資するため。

### 2. 取得に係る事項の内容

#### (1) 取得対象株式の種類

第1回第六種優先株式

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| (2) 取得する株式の総数       | 600,000 株<br>(発行済第1回第六種優先株式の全部) |
| (3) 株式の取得価額(基準価額)   | 12,302,880,000 円                |
| (4) 第1回第六種優先株主への通知日 | 2022年1月25日                      |
| (5) 取得予定日           | 2022年3月1日                       |

3. 第1回第六種優先株式の自己株式の消却に係る事項の内容

- |               |                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 第1回第六種優先株式                                                  |
| (2) 消却する株式の数  | 600,000 株(ただし、上記2.に基づき取得された第1回第六種優先株式の数がこれを下回る場合は当該取得された株数) |
| (3) 消却予定日     | 第1回第六種優先株式の取得の日と同一の日                                        |

III. 資本金及び資本準備金の額の減少

当行は、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、本優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

1. 減少すべき資本金の額

3,010,000,000 円(ただし、本優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は当該金額)

なお、本優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

2. 減少すべき資本準備金の額

3,010,000,000 円(ただし、本優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は当該金額)

なお、本優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年1月24日
債権者異議申述公告(官報公告及び電子公告)	2022年1月25日
債権者異議申述最終期日	2022年2月25日
効力発生日	2022年2月28日

以 上

**第 2 回第六種優先株式発行要項**

1. 募集株式の種類  
株式会社千葉興業銀行第 2 回第六種優先株式（以下「本優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
301,000 株
3. 募集株式の払込金額  
総額 6,020,000,000 円（1 株につき 20,000 円）
4. 増加する資本金の額  
総額 3,010,000,000 円（1 株につき 10,000 円）
5. 増加する資本準備金の額  
総額 3,010,000,000 円（1 株につき 10,000 円）
6. 募集方法  
第三者割当の方法による。
7. 申込期間  
2022 年 1 月 31 日から 2022 年 2 月 18 日まで
8. 払込期日  
2022 年 2 月 28 日
9. 第 2 回第六種優先期末配当金
  - (1) 第 2 回第六種優先期末配当金の額  
当行は、当行定款第 11 条に定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第 2 回第六種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第 2 回第六種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第 2 回第六種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第 2 回第六種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に年率 1.5% を乗じて算出した、300 円（ただし、2022 年 3 月 31 日を基準日とする第 2 回第六種優先期末配当金については、本優先株式 1 株につき 26.31 円。また、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第 12 条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。
  - (2) 非累積条項  
ある事業年度において第 2 回第六種優先株主、第 2 回第六種優先信託受託者又は第 2 回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第 2 回第六種優先期末配当金の額に達しな

いときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対しては、第2回第六種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第2回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第二回第六種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日含む。）までの日数に第2回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

11. 議決権

第2回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第六種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、(ii)第2回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

12. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第六種優先株主、第2回第六種優先信託受託者又は第2回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知

を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第2回第六種優先配当金の額を月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2回第六種優先株主等に対して第2回第六種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

13. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2032年3月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各第2回第六種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は142円とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

- ① 本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記③(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記④に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記③(iv)において同じ。))をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受け権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本①又は下記②と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下

限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記⑥に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整を行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

② 上記①(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

③ (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均

値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(iv)に準じて調整する。

- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
  - (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記①(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数は除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記①及び②に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式数について上記①(iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の①(iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記①(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
  - (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記①(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記①(ii)及び(iv)の場合には0円、上記①(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- ④ 上記①(iii)ないし(v)及び上記③(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
  - ⑤ 上記①(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記③(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
  - ⑥ 上記①(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記①(i)ないし(iii)の規定に関わらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
  - ⑦ 下限取得価額調整式により算出された上記①柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小

数第2位を切り捨てる。)を使用する。

14. 譲渡制限

- (1) 本優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 本優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、本優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により本優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。

15. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

- (1) 分割又は併合  
当行は、当行定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- (2) 株式無償割当て  
当行は、当行定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

16. 優先順位

第二種優先株式、各第五種優先株式、各第六種優先株式及び各第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. 非上場

本優先株式は、非上場とする。

19. その他

- (1) 上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- (2) 上記の他、本優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は、取締役頭取に一任する。

以上